

瀋陽日本人補習学校

授業料等の徴収規定

1. 授業料

月額授業料は児童・生徒1人につき、瀋陽日本人会会員250元、非会員350元とし、下記の通り納入することとする。
納入日は毎年3月末日、6月末日、9月末日、12月末日までに3ヶ月分を納入する。途中入学者は編入学日当日を含む月は在籍月とみなし、編入学日より1週間以内に納入する。
短期入学の場合は原則3ヶ月単位とし、授業料に加え入学金に相当するものとして、月額100元を納入する。

2. 入学金

入学金は1,000元とし、下記の通り納入する。
・新1年生入学者：入学前月(3月)末日までに納入
・途中入学者：編入学日より1週間以内に納入
入学金は卒業および退学時においても返金はしない。

3. 退学者の取扱い

年度途中での退学者の授業料は退学日当日を含む月を在籍月とみなし、徴収することとする。

4. 長期欠席者(休学者)

長期欠席者の授業料は返金しないものとする。

5. 納入方法

授業料、入学金の納入方法は中国人民元による現金とする。

6. 改定

本規定の改定は運営委員会の承認を必要とする。

本規定は2005年4月2日より運用する。

2010年4月2日改訂

以上